

浜松市の紹介

浜松市は、静岡県西部に位置し、東京、大阪の2大都市のほぼ中間にあり、太平洋ベルト地帯においてもその中央部に位置し、中部経済圏の中心である名古屋市へ約109km、東三河の中心都市豊橋市へ約37km、県都静岡市へは約77kmの距離にある。

また、東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号等が東西に走り、交通の要衝の地となっている。

市域は、東西約52km、南北約73km、総面積は1,558.04km²と広大で、市を南北に天竜川が縦断し遠州灘へと注いでおり、西端には浜名湖を臨

み、地形は、天竜川中流域の中山間地、扇状に広がる下流域の低地、河岸段丘の三方原台地と浜名湖沿岸の丘陵地から形成されている。

産業は、第一次産業から第三次産業までバランスよく集積され、浜松駅周辺の都市部を中心に、行政、産業、経済、学術、文化などの高次都市機能の集積も見られ、静岡県西部地域の中核的都市となっている。

浜松市消防局

浜松市は、平成19年4月1日に政令指定都市となり、平成21年に消防発足60周年を迎えたことを機に、組織名称を「浜松市消防本部」から「浜

査察体制の強化と 査察員の人材育成

浜松市消防局予防課



松市消防局」と改称した。

現在は消防局4課、消防署7署、20出張所の体制で、人員は条例定数892人である。

査察の執行体制

当局の査察は全て消防署にて執行することとしており、規模や用途による法令要求の強弱や過去の査察時の違反状況などから査察対象物を区分し、高い査察技術の求められる対象については、各署に日勤職で配置した専従査察員（査察を専門に行う職員）が執行することとしている。

専従査察員は、署の査察対象物の状況に応じた人員を確保し、全ての署に予防技術資格者制度による有資格者を配置している。また、専従査察員は査察を執行することだけではなく、署全体の査察計画の作成や統計事務、他の職員が抱える査察に関する問題に対する指導などを行い、広く署の査察に関わる業務を担っている。

査察対象物の区分

当局の定める査察対象物の区分は表1のとおりである。この区分は、新宿歌舞伎町ビル火災後の法改正や時代変遷による社会的要求等に応えるため、区分を常に時代に合ったものとしてきている。

この中で、特別監視対象物とは、署長が違反処理を進めることを前提に指定する査察対象物である。

昨年度の特別監視対象物の状況

特別監視対象物への指定理由は、特定防火対象物の違法増築等による設備の未設置違反、複数の違反指摘事項がありながら関係者の是正意識が希薄、小規模な特定防火対象物であるが設備の未設置違反があり、避難経路などに危険性が見られるなど、様々である。

昨年度に署長が指定した特別監視対象物の総数は30対象（過年度から継続したものを含む。）である。このうち22対象については当年度中には是正が図られ、平成24年度当初において8対象が継続して指定されている状況にある。



存置された物品を調査する査察員



繁華街査察の現場へ向かう査察員

表1 査察対象物の区分

査察対象物の区分		内容
1	特例認定対象物	防火対象物の点検及び報告の特例の認定を受けたもの
2	定期点検対象物	防火対象物の点検及び報告の義務があるもの
3	特定用途対象物	特定防火対象物であって、防火管理者の選任義務があり、かつ、自動火災報知設備の設置義務があるもの
4	非特定用途対象物	特定防火対象物以外であって、防火管理者の選任義務があり、かつ、自動火災報知設備の設置義務があるもの
5	危険物施設等	危険物施設等
6	任意査察対象物	区分1から区分5までに該当する以外の防火対象物
7	特別監視対象物	消防法令違反があるもので、違反内容の重大性、対象物の危険性又は改修の困難性に応じ、特に違反是正を推進する必要があるものとして署長が指定するもの

㊦ 違反是正

違反処理実績

昨年度中の違反処理実績は、警告1件、命令5件である。

命令のうちの1件は、給油取扱所で許可された以外の危険物である重油が、ドラム缶に指定数量以上貯蔵されていることを確認したため、消防法第10条第1項違反を構成するものであると判断し、消防法第16条の6第1項の規定に基づき当該危険物の除去命令を発動したものである。

これ以外の4件の命令は、雑居ビルの階段や物品販売店舗の避難口に存置された物品の消防法第5条の3の規定に基づく除去命令である。

なお、給油取扱所の危険物の除去命令は、提示の期限内に履行されたことで終結したが、本案件の命令の際に、「消防法第10条第1項違反か、あるいは消防法第10条第3項違反か、」について局内で議論が生じた。議論は職員の知識の高揚につながる良き場となり、改めて違反処理の実績を積むことが、組織そのものを鍛練するという意味で重要なことであると認識した。

新たなグループの立ち上げ

近年の当局における査察体制の強化は、2つの転機からである。

第1の転機は、他都市と同様に新宿歌舞伎町ビル火災である。これを機に前述のとおり査察区分の見直しを図り、各署の専従査察員を増員した。

他都市で発生した小規模施設の火災や平成21年11月に当局管内で発生したマージャン店火災が第2の転機といえる。当火災の翌年度には当局の査察体制について検討がなされ、昨年度から局の予防課内に、査察と違反是正事務を掌握するグループ、「査察・違反是正グループ」を新設することとなった。

これは、「量よりも質」、「規模の大小に関わらず」、「危険性の大きなものを優先」等をモットーとして査察行政を推進しようとするものである。また、違反処理に対しては、違反内容の強弱により指導にとどめるか、あるいは処分とするかの考え方の署々間のバランスを保つため、査察・違反是正グループには局全体の査察と違反是正事務のイニシアチブを持たせている。



マージャン店火災

さらに、署への業務支援として、署が関係者に対して是正指導の折衝に困惑する場合などに、査察・違反是正グループ員が立入検査の現場へ出向くこともある。

査察事務ケアミーティング

当局の査察は、概ね3割を専従査察員が執行し、他の7割を指定査察員（署長の指定を受けた隔日勤務の職員。一般に採用後2年以上を経過した職員）が執行する。

違反処理に係る事務は、複雑な手続きがともなうことがあることから、専従査察員が所管することとなるが、その事務の端緒が指定査察員の立入検査による違反の覚知であることも多く、違反処理につなげる円滑な事務を遂行するためには、指定査察員の行う査察においても、関係者に対する査察結果の通知などを含めて適正に行われている必要がある。また、査察の延長上には違反処理があるという認識を全ての査察員が持っている必要がある。

そこで、査察・違反是正グループでは昨年度、「査察事務ケアミーティング」を企画した。本ミーティングはあくまで指定査察員の申し出により開催するものであり、その開催の単位に、職員の所属や人数、テーマなどの制限を設けずに実施してきたところである。また、査察・違反是正グループ員と指定査察員の対話により進めたものであり、査察・違反是正グループから指定査察員に対して教示する一方向なものではなく、指定査察員の生の声を今後の査察に関わる施策に反映させていくことも目的の一つとして行ってきた。

昨年度末までに計17回開催し、査察・違反是正グループ員は115人の指定査察員とミーティングを行った。こうした中で、一部の参加者から、「査察に対する事務の意識改革が図られ、長年にわたり法令違反を継続していた査察対象物の関係者に対する適切な指導が行えたため、是正が図られた」との声もあり、その効果からして数多くの職員と査察事務ケアミーティングを行っておく方が良いとの意見も多かった。

この他、ミーティングに参加した多くの指定査



出張所での査察事務ケアミーティング

表2 査察研修

初級	対象	採用後2年目の職員
	内容	査察を実施するために必要な知識及び査察要領
	目的	基礎となる知識及び技術を習得
	時間	7時間
中級	対象	採用後5年目の職員
	内容	立入検査の性質、違反処理の概要等
	目的	他の指定査察員に対する助言者として必要となる知識及び技術を習得
上級	時間	7時間
	対象	専従査察員又は採用後10年を経過した職員で希望する者
	内容	行政作用法及び行政救済法又は各種研究
	目的	専従査察員の事務を行う上で必要となる知識及び技術の習得
	時間	3時間

察員から査察に関する計画的な研修を開催するよう強い要望があり、この要望に応えるべく、研修の開催は査察・違反是正グループにとって次なる課題となった。

査察研修

当局では、これまでに査察の分野において、定例的な研修を行っていないことから、ここ10年来の査察の規制行政への潮流が、理解され難い故に、違反処理に馴染めず、職員が「予防嫌い」の傾向になったとも考えられる。

しかし、査察事務ケアミーティングにより、査察そのものについて意見を交わせば、消防におけるこの分野がいかに重要であって、やりがいのある業務であるかが理解され、興味の高まりから職員が査察の分野について更に高い教養を欲することとなる流れができる。そうした流れから、“査察研修を開催してほしい”という多くの職員の要望へつながったと考える。

査察・違反是正グループの設置から2年目を迎えた本年度から、査察に関する研修を職員の能力(在職年数等)ごとに、表2のと通りの初級、中級及び上級の3階層を設定し、以後は定期的の実施していくことを予定している。

人材育成は石垣のごとく

後に天下人となった徳川家康。その若き29歳からの17年間、今川、武田、織田など戦国の世に名を上げた周辺諸国の名家、強大な戦国大名に囲まれ、戦い生き延びて、そして天下盗りの足がかりとなった居城が浜松城である。

この城の石垣は見るからに荒々しく、外観は粗雑な印象を与えるため一見崩れやすそうに見えるが、400年の風雪にも耐え、いまもなお当時の

面影を残している。この石垣は「野面(のづら)積み」といい、自然石を上下に組み合わせで積む方法であり、慶長(1596年～1615年)以前はこの方法が多く用いられていた。石の大きい面を内側にして長く押し込み、その内側に小型の栗石を詰め、さらに砂利が入れてあるので水はけもよく、水圧で崩れることはないことから堅固な造りであるといわれている。

この石垣にあやかりたい。

違反処理実績が豊富であるとはいえない当局にとって、今は少人数の査察業務の精鋭職員を育成するよりも、むしろ全ての査察員が業務に対する正しい認識が持てるよう、研修という地道な方法から歩み始める。

研修による人材育成は、華やかなものではなく、職人が工夫を凝らしながら地道に積み上げる石垣の石積みにも思える。

当局の査察における人材育成は、石垣の石を積もうと、地につく最初の石を積んだところ。この実りは5年先、あるいは10年先になるやも知れぬが、この地道な取り組みが将来に浜松城の石垣のごとく堅固で崩れることのない、当局ならではの査察行政が実現できることを期待している。



堅固な石垣に建つ浜松城